

証券コード 7782
2022年3月14日

株 主 各 位

東京都文京区本郷一丁目28番34号
株 式 会 社 シ ン シ ア
代表取締役執行役員社長 中 村 研

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、**健康状態に拘わらず、可能な限り会場へのご来場はお控えいただき、事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。**

なお、ご来場の株主さまにおかれましては、感染拡大防止への観点から、お越しいただいてもご入場できない場合がございますのでご注意ください。

議決権につきましては、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月29日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月30日（水曜日）午前10時（受付開始午前9時30分）
2. 場 所 東京都中央区日本橋箱崎町42番1号
T-CATホール1階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第14期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第14期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
 - 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
 - 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む。）に対する譲渡制限付株式に係る報酬制度導入の件
 - 第9号議案 会計監査人選任の件

以 上

【株主の皆さまへのお願い】

- ◎株主さまの新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、健康状態に拘わらず、**可能な限り会場へのご来場はお控えいただき、書面により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。**
- ◎株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により会場等を変更する場合がございます。今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイトによりお知らせいたしますので、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- ◎株主総会に来場される株主さまは、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ◎株主総会に来場される株主さまには、会場入り口付近で検温をさせていただきます。体温のご計測にご協力いただけない方、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りさせていただきます。なお、海外より帰国されてから14日間が経過していない株主さまは受付でお申し出いただきますようお願い申し上げます。
- ◎会場受付付近で、株主さまのためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ◎会場内の座席間隔を確保するため、ご用意できる席数が例年より減少しております。そのため、入場を制限させていただきます場合がございます。
- ◎株主総会に出席する役員及び運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
- ◎本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主総会にご来場される株主さまにおかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主さま1名に限らせていただきます。
- ◎議決権の不統一行使を行う株主さまは、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨及び理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産はご用意いたしておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

※当社ウェブサイト <https://www.sincere-vision.com>

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、今後の事業展開等も勘案して、以下のとおり第14期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は31,339,945円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年3月31日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社の今後の事業展開および事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものであります。
- (2) 監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、変更案第14条（電子提供措置等）を新設するとともに、不要となる現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除を行うものであります。なお、これらの新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (4) 機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第37条（剰余金の配当等の決定機関）の新設と現行定款第42条（剰余金の配当の基準日）の変更を行うとともに、変更案第37条（剰余金の配当等の決定機関）の一部と内容が重複する現行定款第11条（自己の株式の取得）および現行定款第43条（中間配当）の削除を行うものであります。
- (5) 上記変更に伴う条数の変更、字句の修正、明確化のための文言の調整その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。なお、本定款変更は、現行定款第15条の削除及び変更案第14条の新設を除き、本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則 第1条 (条文省略) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～3. (条文省略) (新設) (新設) (新設) (新設) 4. 前各号に附帯する一切の業務 第3条 (条文省略) (機関構成) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 第5条 (条文省略) 第2章 株 式 第6条～第10条 (条文省略) (自己の株式の取得) 第11条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u> 第3章 株主総会 第12条～第14条 (条文省略)	第1章 総 則 第1条 (現行どおり) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～3. (現行どおり) 4. <u>衣料品、日用雑貨の製造販売および輸出入</u> 5. <u>医薬部外品、化粧品、医療用試薬、眼科用以外の医療機器の製造販売および輸出入</u> 6. <u>インターネットを利用した企画、制作および管理運営</u> 7. <u>各種マーケティング業務</u> 8. 前各号に附帯する一切の業務 第3条 (現行どおり) (機関構成) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. 会計監査人 第5条 (現行どおり) 第2章 株 式 第6条～第10条 (現行どおり) (削除) 第3章 株主総会 第11条～第13条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新設) 第16条～第17条 (条文省略) 第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第18条 当社の取締役は、8名以内とする。 (新設) (選任方法) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ② (条文省略) ③ (条文省略) (任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(削除) (電子提供措置等) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 第15条～第16条 (現行どおり) 第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第17条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、8名以内とする。 ② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。 (選任方法) 第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。 ② (現行どおり) ③ (現行どおり) (任期) 第19条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現行定款	変更案
(新設)	
② 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、 <u>在任</u> 取締役の任期の満了する時までとする。	② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新設)	③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(代表取締役及び役付取締役)	④ <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって、取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。
② 取締役会の決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	② 取締役会は、その決議によって、取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
(取締役会の招集権者及び議長)	(取締役会の招集権者及び議長)
第22条 (条文省略)	第21条 (現行どおり)
② (条文省略)	② (現行どおり)
(新設)	③ <u>前二項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u>
(取締役会の招集通知)	(取締役会の招集通知)
第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

現行定款	変更案
第24条～第26条（条文省略） （取締役の報酬等） 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 （新設） 第28条（条文省略） （取締役との責任限定契約） 第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。 第5章 <u>監査役及び監査役会</u> （員数） 第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。 （選任方法） 第31条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> ② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	第23条～第25条（現行どおり） （取締役の報酬等） 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</u> （重要な業務執行の決定の委任） 第27条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に定める事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u> 第28条（現行どおり） （取締役との責任限定契約） 第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等<u>あるものを除く。</u>）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。 第5章 <u>監査等委員会</u> （削除） （削除）

現行定款	変更案
(任期) 第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ② <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> (常勤の監査役) 第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> (監査役会の招集通知) 第34条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> (新設) (監査役会規程) 第35条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u> (監査役の報酬等) 第36条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> (監査役の責任免除) 第37条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>	(削除) (常勤の監査等委員) 第30条 <u>監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u> (監査等委員会の招集通知) 第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> (監査等委員会の決議方法) 第32条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> (監査等委員会規程) 第33条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u> (削除) (削除)

現行定款	変更案
(監査役との責任限定契約) 第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。 第6章 会計監査人 第39条～第40条 (条文省略) 第7章 計算 (事業年度) 第41条 (条文省略) (新設) (剰余金の配当の基準日) 第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 (新設) ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 (中間配当) 第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として、中間配当をすることができる。 (配当の除斥期間) 第44条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。	(削除) 第6章 会計監査人 第34条～第35条 (現行どおり) 第7章 計算 (事業年度) 第36条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関) 第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 (剰余金の配当の基準日) 第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 ② 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。 ③ 前三項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 (削除) (配当の除斥期間) 第39条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

現行定款	変更案
(新設)	附 則 (監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置) 第1条 2021年12月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除及び監査役と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第37条及び第38条の定めるところによる。 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置) 第2条 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 ② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。 ③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社となりますとともに、取締役4名全員は本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名	当社における地位及び担当	属性
1	なか むら けん 中 村 研	代表取締役執行役員社長	再任
2	あら い しん いち 荒 井 慎 一	取締役執行役員管理部長	再任

候補者番号 1

なか むら
中 村
(1973年1月10日生)

再任

所有する当社株式の数
226,700株

取締役会出席状況
21/21回

けん
研

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年10月 中央監査法人入所
2001年6月 公認会計士登録
2006年7月 (株)キャピタルメディカ入社
2008年9月 当社代表取締役社長
2010年6月 (株)カラコンワークス代表取締役(現任)
2012年7月 Sincere Vision Co., Ltd. Director (現任)
2013年5月 新視野光學股份有限公司董事(現任)
2014年4月 SINCERE LENS SDN.BHD.Director (現任)
2014年5月 Sincere Vision (Thailand) Co.,Ltd.Director (現任)
2016年1月 当社代表取締役執行役員社長(現任)
2021年12月 (株)ジェネリックコーポレーション代表取締役(現任)

<取締役候補者とした理由>

長年にわたり当社の代表取締役を務め、経営に関する豊富な経験と高い見識をもとに現在に至るまで強力なリーダーシップと決断力により、当社を発展させてまいりました。当社の持続的成長と企業価値向上実現のため、取締役として適任であると判断しました。

候補者番号 2

あら い しん いち
荒 井 慎 一
(1968年5月14日生)

再任

所有する当社株式の数
12,000株

取締役会出席状況
21/21回

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 4 月 日本デジタルイクイップメント(株)入社
2001年 1 月 永田会計事務所入所
2003年 4 月 (株)ゼロン入社
2008年 9 月 (株)ウトワ（現(株)メルシス）入社
2012年 6 月 当社入社
2013年 6 月 新視野光學股份有限公司監察人
2014年 7 月 当社管理部長
2016年 1 月 当社執行役員管理部長
2016年 7 月 当社取締役執行役員管理部長（現任）
2018年 6 月 新視野光學股份有限公司董事（現任）

<取締役候補者とした理由>

2014年から当社管理部長を務め、経理財務及び管理部門を統括する責任者を務めるとともに、当社グループ会社を監督しています。同氏の幅広い経験及び知見を当社経営に活かし当社グループの更なる成長及び企業価値の向上のため、取締役として適任であると判断しました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の38頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名	当社における地位及び担当	属性		
1	なか もと よし と 中 本 義 人	常勤社外監査役	新任	社外	独立
2	か せ ゆたか 加 瀬 豊	社外監査役	新任	社外	独立
3	ふ わ てつ じ 不 破 鉄 二	—	新任	社外	独立

候補者番号 1

なか もと よし と
中 本 義 人
(1949年1月2日生)

新任

社外

独立

所有する当社株式の数
3,000株

取締役会出席状況
21/21回

監査役会出席状況
13/13回

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年 4 月 (株)三和銀行（現(株)三菱ＵＦＪ銀行） 入行
1994年 6 月 同行九段支店長
1996年 8 月 同行品質管理部長
1997年 2 月 同行札幌支店長
1999年10月 同行東京業務本部審査部 審査役
2001年 4 月 同行与信監査部長
2002年 1 月 (株)ＵＦＪ銀行（現(株)三菱ＵＦＪ銀行）
総合監査部部長 兼 与信監査室長
2004年 6 月 東洋建設(株)取締役専務執行役員
2015年 3 月 当社常勤監査役（現任）

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割>

金融機関における長年の経験、さらに、他社の取締役としての豊富な経験・知識を有しており、当社のガバナンス体制強化と取締役の職務執行の監査を期待できることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しました。

候補者番号 **2**

か せ ゆたか
加 瀬 豊
(1972年5月17日生)

新任

社外

独立

所有する当社株式の数
一株

取締役会出席状況
21/21回

監査役会出席状況
13/13回

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
2000年4月 公認会計士登録
2006年7月 加瀬公認会計士事務所開設（現任）
2014年8月 税理士登録
2015年6月 ㈱オーバル社外取締役
2016年3月 当社監査役（現任）
2016年6月 ㈱オーバル社外取締役（監査等委員）（現任）
2018年9月 ㈱ヒトクセ社外監査役

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割>

過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士、税理士としての幅広い知識と経験を有しており、当社のガバナンス体制強化と取締役の職務執行の監査を期待できることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しました。

候補者番号 **3**

ふ わ てっ じ
不 破 鉄 二
(1979年8月21日生)

新任

社外

独立

所有する当社株式の数
一株

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年4月 ゴールドマン・サックス証券㈱入社
2017年6月 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメン
ト㈱入社
2019年2月 同社取締役金融法人部長
2021年7月 ㈱ナチュラリ取締役（現任）
2021年9月 ㈱D&Iインベストメント代表取締役（現任）
2021年10月 ㈱トーキョー工務店取締役（現任）
2021年11月 ㈱ドリームキャリア取締役（現任）

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割>

金融業界及び事業会社における豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の経営全般に対する監査・監督機能が強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しました。

- (注) 1. 不破鉄二氏が取締役を務める株式会社ナチュラリと当社との間には取引関係があります。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中本義人氏、加瀬豊氏及び不破鉄二氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は中本義人氏及び加瀬豊氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、不破鉄二氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
3. 中本義人氏の当社社外監査役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって7年となります。
4. 加瀬豊氏の当社社外監査役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって6年となります。
5. 当社と中本義人氏及び加瀬豊氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の責任限度額としております。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
7. 不破鉄二氏が社外監査役に就任された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の38頁に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

監査等委員である取締役が法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

当該補欠の監査等委員である取締役につきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任の監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までといたします。

また、その選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものといたします。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

いま い よし あき
今 井 良 明
(1970年3月15日生)

社外

独立

所有する当社株式の数
一株

取締役会出席状況
21/21回

監査役会出席状況
13/13回

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年10月 中央監査法人入所
2001年6月 公認会計士登録
2007年8月 今井公認会計士事務所開設（現任）
2007年9月 ハウスコム(株)社外監査役（現任）
2009年9月 税理士登録
2015年9月 グランツ税理士法人代表社員（現任）
2016年3月 当社監査役（現任）

＜補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割＞
公認会計士、税理士としての幅広い知識と経験を有しており、当社のガバナンス体制強化と取締役の職務執行の監査を期待できることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 今井良明氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 今井良明氏の当社社外監査役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって6年となります。
4. 今井良明氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が就任された場合、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 今井良明氏が、監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を上限とする予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の38頁に記載のとおりです。今井良明氏が、監査等委員である社外取締役に就任した場合は当該保険契約の被保険者となります。
- また、当社は本議案にかかる補欠の監査等委員である取締役の選任が効力を有する間に当該保険契約を更新する予定です。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2015年3月26日開催の第7回定時株主総会において年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご決議いただき今日に至っております。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取り締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額100,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終結後の取締役会において、事業報告に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と変更することを予定しております。

本議案は、経済情勢、当社の規模、当社の業績、取締役の人数および他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を決定するものであります。また、上記のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を変更することを予定しており、当該変更後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるものであり、本議案は必要かつ相当な内容であると判断しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。また、現在の取締役は4名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は2名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額50,000千円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む。）に対する譲渡制限付株式に係る報酬制度導入の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴う役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を含む、監査等委員である取締役を除く、以下「対象取締役」という。）を対象に当社の企業価値の持続的な向上を図り株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としてインセンティブを与えるとともに、監査等委員である取締役を対象に当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを与えることを目的として、一定の株式譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」という。）を割り当てる報酬制度（以下「本制度」という。）を下記のとおり導入することといたしたく存じます。

本株主総会では、本制度を新たに導入し、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」の年額100,000千円以内及び第7号議案「監査等委員である取締役の報酬額設定の件」の年額50,000千円以内とは別枠で、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額20,000千円以内、監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額10,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、具体的な支給時期及び配分については対象取締役については取締役会の決議により、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議によって決定することといたします。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は2名、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）となります。

また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

本制度は、当社の対象取締役及び監査等委員である取締役（以下「対象役員」という。）に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象役員は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。なお、譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における

東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象役員に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。また、上記金銭報酬債権は、対象役員が、上記の現物出資に同意していること及び下記３．に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

２．譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の40,000株を、監査等委員である取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の20,000株を各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限とします。但し、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

３．譲渡制限付株式割当契約の内容

当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象役員との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

（１）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象役員は、割当てを受けた日から当社の取締役の地位を退任するまでの期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとします。

（２）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象役員が、当社の取締役会が定める期間（以下「本役務提供期間」といいます。）、継続して、上記（１）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。但し、対象役員が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本役務提供期間において上記（１）の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

（３）譲渡制限付株式の無償取得

本割当株式のうち上記（１）の本譲渡制限期間が満了した時点において上記（２）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

4. 本議案の内容が相当である理由

本制度は、対象取締役を対象に当社の企業価値の持続的な向上を図り株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としてインセンティブを与えるとともに、監査等委員である取締役を対象に当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを与えることを目的として、対象取締役に対する譲渡制限付株式を割り当てるものであります。

当社は2021年2月26日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告38頁～39頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合、当該方針は本制度を含む内容に改定することを予定しております。

本譲渡制限付株式の価値を割当てに係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）等を基礎として、対象役員に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定した金額で評価した金額とし、上記の年額の上限の範囲内とすること、本譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は0.87%とその希釈化率は軽微であることから、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

なお、本制度により対象役員に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象役員が開設する専用口座で管理される予定です。

第9号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

監査役会は監査工数の増加に伴う監査報酬の増額要請を契機に、他の監査法人と比較検討を実施いたしました。

監査役会がMoore至誠監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の監査実績や監査報酬が当社の事業規模に適していること、新たな視点での監査および機動的な監査が期待できることに加え、会計監査人として要求される専門性、独立性、品質管理体制および監査報酬等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2022年1月31日現在)

名 称	Moore至誠監査法人		
主たる事務所	東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル2階		
沿革	1980年 至誠監査法人が中央区日本橋室町に設立 1988年 石渡・西村・中根共同事務所が清新監査法人として法人化 1993年 国際会計ネットワークMoore Stephens (現 Moore Global Network) のメンバーファームとなる 2007年 千代田区丸の内(現所在地)へと清新監査法人が移転 2015年 監査法人啓和会計事務所と清新監査法人が合併 2015年 至誠監査法人と清新監査法人が合併、至誠清新監査法人となる 2020年 Moore至誠監査法人に社名変更		
概要	出資金	33	百万円
	構成人員	代表社員	17 名
		社員	2 名
		特定社員	1 名
		公認会計士(非常勤含む)	39 名
		日本公認会計士協会準会員	6 名
		その他専門要員(システム監査技術者)	1 名
		事務職	3 名
	合 計		69 名

以上

(提供書面)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、2021年9月30日に緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が解除され、新型コロナウイルスワクチン接種が進んだことなどから新規感染者数も大幅に減少し、経済・社会活動は緩やかながら回復に向いつつありましたが、半導体不足による各産業への影響や原油をはじめとする資源価格の高騰等に加え、感染力の強い新型コロナウイルス変異株（オミクロン株）の世界的な流行が懸念されるなど、国内景気の見通しは依然として不透明な状況であります。

また、世界経済は、欧米諸国を中心にワクチン接種の普及等により行動制限の緩和策が取られ、経済・社会活動は国や地域によるばらつきがあるものの回復しつつあります。一方で、半導体不足や資源価格の高騰等に加え、オミクロン株による感染症の再拡大が懸念されるなど、世界経済の先行きは不透明な状況が続いております。

コンタクトレンズ業界におきましては、急速な少子高齢化に伴う人口減少が進んでいるものの、1日使い捨てタイプコンタクトレンズへのニーズのシフトが継続していることや近視人口の急激な増加・若年化が進んでいること、また、カラーコンタクトレンズ市場の拡大等もあり、コンタクトレンズ市場全体は緩やかながら成長基調にあるものと推測しております。しかしながら、価格、販路、広告戦略等々における各メーカー間の競争が激化していることに加え、新型コロナウイルス感染症拡大により外出自粛の動きが広がるなど当社を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社ブランド商品につきましては、クリアレンズは当社主力商品であるシリコンハイドロゲル素材コンタクトレンズ「SINCERE 1DAY SJ」の売上高が967,661千円（前連結会計年度比47.4%増）、ドラッグストア専売コンタクトレンズである「1Day EyeWell」シリーズの売上高が197,599千円（同28.4%増）などと順調に拡大し、売上高全体で2,175,033千円（同26.3%増）となりました。一方で、カラーコンタクトレンズは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛の影響などにより売上高が422,690千円（同4.4%減）となりました。

また、プライベートブランド商品につきましては、クリアレンズは、販売各社における販売計画の遅延等により売上高が1,270,527千円（同4.3%減）、カラーコンタクトレンズは第4四半期に大型案件の獲得などがあったものの新型コロナウイルス感染症拡大による需要減をカバーするには至らず売上高が688,932千円（同1.0%減）と厳しい状況が継続しております。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高が4,557,183千円（同8.8%増）となりました。売上総利益は、為替レートが円安方向に推移したこと、当社及び海外子会社における商品の評価損をそれぞれ19,641千円及び13,549千円計上したものの売上高増加が寄与し1,377,263千円（同3.8%増）となりました。しかしながら、「Fairy海外旗艦店」において販売促進活動などで59,961千円の費用が発生したことやマーケティング部門強化を目的としたマーケティング人材の採用及びマーケティング活動の強化などにより販売費及び一般管理費が1,272,066千円（同13.9%増）となりました。この結果、営業利益は105,197千円（同49.9%減）、経常利益は113,888千円（同47.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は83,934千円（同41.0%減）となりました。

なお、当連結会計年度より「Tmall Global（天猫国際）」へ出店した「Fairy海外旗艦店」での売上高は中国政府によるゼロコロナ政策の影響などにより当初の見込みを大きく下回り、当社グループ全体の利益を押し下げる要因となりました。このような中、「Fairy海外旗艦店」の継続は困難であると判断し2022年2月末をもって閉店することといたしました。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資等の総額は28,561千円であり、その主な内訳は、本社の移転に伴う有形固定資産の取得等でありました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、主に運転資金として株式会社武蔵野銀行より200,000千円、株式会社徳島大正銀行より200,000千円、総額で400,000千円を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当社は、2021年11月22日付で、株式会社ジェネリックコーポレーションの全株式を取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (2018年12月期)	第 12 期 (2019年12月期)	第 13 期 (2020年12月期)	第 14 期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売 上 高(千円)	4,182,972	4,368,728	4,188,300	4,557,183
経 常 利 益(千円)	26,328	152,241	215,765	113,888
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益(千円)	15,846	76,313	142,326	83,934
1 株当たり当期純利益 (円)	2.37	12.29	22.92	13.39
総 資 産(千円)	2,656,295	2,881,701	2,897,135	3,289,532
純 資 産(千円)	1,828,702	1,887,726	1,967,871	2,040,043
1 株当たり純資産額 (円)	294.47	304.08	313.95	325.47

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (2018年12月期)	第 12 期 (2019年12月期)	第 13 期 (2020年12月期)	第 14 期 (当事業年度) (2021年12月期)
売 上 高(千円)	3,899,762	4,145,623	4,065,396	4,467,123
経 常 利 益(千円)	44,492	131,255	199,308	107,173
当 期 純 利 益(千円)	42,300	60,766	128,992	73,727
1 株当たり当期純利益 (円)	6.33	9.79	20.77	11.76
総 資 産(千円)	2,555,965	2,739,593	2,795,240	3,161,781
純 資 産(千円)	1,794,674	1,839,274	1,907,199	1,977,774
1 株当たり純資産額 (円)	288.98	296.27	304.27	315.54

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社に対する 議決権比率	当 社 と の 関 係
株式会社キャピタルメディカ	1,355,500千円	64.6%	販売、仕入れ等の取引はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
Sincere Vision Co., Ltd.	100,000HKD	100.0%	コンタクトレンズの卸販売
新視野光學股份有限公司	2,000,000TWD	100.0	コンタクトレンズの卸販売
株式会社カラコンワークス	9,900千円	100.0	コンタクトレンズの通信販売
株式会社ジェネリックコーポレーション	33,500千円	100.0	コンタクトレンズの通信販売

(注) 当社は、2021年11月22日に株式会社ジェネリックコーポレーションの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、対処すべき課題として以下の施策に取り組んでまいります。

① 商品開発力の強化

今後、日本国内の少子高齢化が進展することは確実であり、コンタクトレンズユーザーの主要部分を占める若年層が減少することは否めず、コンタクトレンズメーカー各社の競争が激化することが想定されます。

このような状況で競争力を高め、勝ち残っていくためには、新素材を活用した、より高性能で良好な装用感を得られるコンタクトレンズの開発、細分化するニーズを着実に捉えた商品スペック、デザインの整備が必要であります。

当社グループにとって、時代とともに変化する購買傾向に即した商品を開発し、販売することは、コンタクトレンズの販売を行う上で最も重視しなければならない課題であります。当社グループは、消費者のニーズの的確な把握、商品開発における柔軟性の確保に努めてまいります。

② 人材の確保

当社は高度管理医療機器であるコンタクトレンズ製造販売会社であり、かつ、最終消費者の方々のニーズが目まぐるしく変化する美容という分野に属するカラーコンタクトレンズを扱い、経営戦略上、幅広い販売チャネル展開を実施しています。

当社にとって多種多様な優秀な人材の確保は、重要な経営課題であり、中長期的な企業価値向上に向けては何よりも欠かせないものと考えております。今後も市況に鑑みながら、採用活動を継続し、ニューノーマル時代を見据え、多彩な人材が多様な働き方を選択できる人事制度や環境を整備していくことで、当社グループの持続的な成長を支える組織体制の盤石化を図ってまいります。

③ 当社ブランド商品の知名度向上

「ひとみに、誠実に」の企業理念の下、更なる品質向上に努め、販売チャネルごとの販促活動戦略により、当社ブランド商品の知名度向上を図ることが必要であると考えております。当社ブランド商品の知名度向上は、お客様の当社ブランド商品への信頼性を高め、大手企業と連携した事業展開を有利に進め、当社グループを支える優秀な人材確保に寄与するものと考えております。今後も費用対効果を慎重に検討の上、広告宣伝活動及びプロモーション活動の強化を図ってまいります。

④ 海外事業展開の見直し

当社グループの更なる発展のためには海外売上高の伸長が不可欠であると考えております。当社は近年の中国をはじめとするアジア各国の経済成長に伴うコンタクトレンズ市場の拡大を見込み、積極的に海外へ事業展開してまいりました。しかしながら、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大等の要因により当初の想定から大きく変化しております。

引き続き海外展開は必要と考えておりますが、今後は資金・人的リソースの配分を効率的に行いながら、サービスの展開と収益力強化に努めてまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社グループが外部環境の変化に対応しつつ持続的な成長を達成するためには、業務効率の改善を図りつつも、内部管理体制の維持・強化が必要であると考えております。そのために、グループ各社の経営陣の監督の下、業務フローの共通化やコンプライアンスの遵守の徹底等により内部管理体制を強化するとともに、コーポレートガバナンス・コードに沿った各種施策に取り組むことによりグループ経営体制を強化してまいります。

⑥ コンプライアンス経営体制の強化

当社は、コンプライアンス経営の重要性を認識しており、当社の継続的な成長や社会的信用の構築に不可欠であると認識しております。そのため、役員及び社員は、常に倫理観を持って行動するよう、定期的にコンプライアンスに関する研修を行っております。また内部監査部門、監査役会、会計監査人との連携を強化することが監査機能の充実を図り、コンプライアンス強化につながると考え、連携強化を図っております。

(5) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

当社は、コンタクトレンズの製造並びにコンタクトレンズ小売販売店及び代理店（一次・二次）に対しての卸販売並びに当該業務に付帯関連する事業を営んでおります。

(6) 主要な営業所及び工場（2021年12月31日現在）

① 当社

東京都文京区で事業展開しております。

② 子会社

東京都文京区のほか、東京都世田谷区、香港（上環禧利街）、台湾（高雄市）で事業展開しております。

(7) 使用人の状況（2021年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
46名	5名増

（注）使用人数には契約社員を含み、臨時従業員は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
40名	3名増	44.1歳	7.1年

（注）使用人数には契約社員を含み、臨時従業員は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2021年12月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	200,000千円
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	200,000千円
株 式 会 社 徳 島 大 正 銀 行	200,000千円
朝 日 信 用 金 庫	135,000千円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2021年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 24,000,000株
- ② 発行済株式の総数 6,862,200株
- ③ 株主数 2,677名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 キ ャ ピ タ ル メ デ ィ カ	4,050,000株	64.6%
中 村 研	226,700	3.6
植 島 幹 九 郎	194,900	3.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	178,700	2.8
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	140,130	2.2
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	87,400	1.3
萩 原 隼 人	70,100	1.1
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	48,566	0.7
新 沼 吾 史	40,000	0.6
BNYM SA／NV FOR BNYM FOR BNYM GCM C L I E N T A C C T S M I L M F E	39,428	0.6

(注) 1.当社は、自己株式を594,211株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2.持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他の新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	中 村 研	執行役員社長 (株)カラコンワークス代表取締役 Sincere Vision Co., Ltd. Director 新視野光學股份有限公司董事 SINCERE LENS SDN.BHD.Director Sincere Vision (Thailand) Co.,Ltd.Director (株)ジェネリックコーポレーション代表取締役
取 締 役	荒 井 慎 一	執行役員管理部長 新視野光學股份有限公司董事
取 締 役	國 吉 歩	フォレストウォーク法律事務所代表弁護士 (株)グッドアイズ建築検査機構 監視委員会委員 Repertoire Genesis(株) 社外監査役
取 締 役	小 川 宏	山崎総合法律事務所パートナー 医療法人社団遼山会理事 東京家庭裁判所調停委員
常 勤 監 査 役	中 本 義 人	
監 査 役	今 井 良 明	今井公認会計士事務所所長 ハウスコム(株)社外監査役 グランツ税理士法人代表社員
監 査 役	加 瀬 豊	加瀬公認会計士事務所所長 (株)オーバル社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役國吉歩氏及び取締役小川宏氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役中本義人氏、監査役今井良明氏及び監査役加瀬豊氏は、社外監査役であります。
3. 監査役今井良明氏及び監査役加瀬豊氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼任者を除く2021年12月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

会社における地位	氏 名	担 当
執 行 役 員	新 保 良 央	第一営業部長
執 行 役 員	近 藤 貴 子	薬務部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役國吉歩氏、取締役小川宏氏、常勤監査役中本義人氏、監査役今井良明氏及び監査役加瀬豊氏につきましては会社法第425条第1項に定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補する事としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については補填の対象外としております。なお、当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の決定方針は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役（社外取締役を含む）の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみから成るものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、当社の業績、職務の内容、職位及び成果、在任年数、従業員給与の水準等を総合的に勘案して決定するものとする。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役の基本報酬の額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、代表取締役社長は、上記2.の方針に従ってこれを決定する。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	4 名 (2)	36,000千円 (4,800)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3 (3)	10,800 (10,800)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	7 (5)	46,800 (15,600)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2015年3月26日開催の第7回定時株主総会において、年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は2名）です。
3. 監査役の報酬限度額は、2015年3月26日開催の第7回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は3名）です。
4. 当社の役員報酬は固定報酬のみとなり、業績連動報酬等及び非金銭報酬等はありません。
5. 取締役会は、代表取締役執行役員社長中村研に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社を取り巻く環境、経営状況等を最も熟知しており、適切に個人別の取締役の報酬額等を決定できると判断しているためであります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役國吉歩氏は、フォレストウォーク法律事務所の代表弁護士、株式会社グッドアイズ建築検査機構の監視委員会委員及びRepertoire Genesis株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役小川宏氏は、山崎総合法律事務所のパートナー、医療法人社団遼山会の理事及び東京家庭裁判所の調停委員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役今井良明氏は、今井公認会計士事務所の所長、ハウスコム株式会社の社外監査役及びグランツ税理士法人の代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役加瀬豊氏は、加瀬公認会計士事務所の所長、株式会社オーバルの社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況等
取締役 國 吉 歩	当事業年度に開催された取締役会21回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正を確保するための助言・提言を行っており期待される役割・責務を充分果たしております。
取締役 小 川 宏	当事業年度に開催された取締役会21回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正を確保するための助言・提言を行っており期待される役割・責務を充分果たしております。
監査役 中 本 義 人	当事業年度に開催された取締役会21回及び監査役会13回の全てに出席し、金融機関における長年の経験、さらに、他社の取締役としての豊富な経験・知識に基づき、適宜発言を行っております。
監査役 今 井 良 明	当事業年度に開催された取締役会21回及び監査役会13回の全てに出席し、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。
監査役 加 瀬 豊	当事業年度に開催された取締役会21回及び監査役会13回の全てに出席し、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
 ② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,300千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,300

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役は、会社経営に関する重要事項及び業務執行状況を取締役に報告して情報の共有化を図り、それに関する意見を交換することにより、取締役会による取締役の業務執行の監督を充実させる。
 - ロ. 取締役会は、取締役会規則に従い取締役会に付議された議案が十分審議される体制をとり、会社の業務執行に関する意思決定が法令及び定款に適合することを確保する。
 - ハ. 代表取締役は、法令若しくは取締役会から委任された会社の業務執行を行うとともに、取締役会の決定、決議及び社内規程に従い業務を執行する。
 - ニ. 取締役を含む役職員が、業務を執行するにあたり遵守すべき行動基準としてコンプライアンス規程を制定する。
 - ホ. 役職員に対して定期的にコンプライアンス研修を実施し、法令及び定款の遵守並びに浸透を図る。
 - ヘ. 役職員に対して、他社で発生した重大な不祥事・事故についても、速やかに周知するほか、必要な教育を実施する。
 - ト. 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報については、法令及び文書管理規程等社内規程に則り作成、保存、管理する。
 - ロ. 情報の不正使用及び漏洩の防止のためのシステムを確立し、情報セキュリティ施策を推進する。

- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. リスク管理体制を体系的に定めるリスク管理規程を制定する。
 - ロ. リスク管理最高責任者及びリスク管理担当者は、リスクの予防に努めるほか、リスク管理規程に基づき想定されるリスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
 - ハ. 内部監査担当部署は、監査役と連携して、各種リスクの管理状況の監査を実施する。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌、職務権限規程において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - ロ. 取締役会は、中期経営計画及び業績目標を設定し、代表取締役及び取締役がその達成に向けて職務を遂行した成果である実績を管理する。
 - ハ. 取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務の遂行状況について報告を行い、取締役の職務の執行について監視・監督を行う。また、職務の執行が効率的に行われていることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を毎月1回以上開催する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 使用人を含む役職員が、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動指針としてコンプライアンス規程を制定する。
 - ロ. 役職員に対して、定期的にコンプライアンス研修を実施し、法令及び定款の遵守並びに浸透を図る。

- ⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- イ. 当社の子会社の経営管理については、関係会社管理規程等に基づく報告のもと、その業務遂行状況を把握し、管理を行うものとする。
 - ロ. 当社グループの各子会社における監査は、各子会社監査役と当社内部監査担当部署が連携し実施する。その結果を代表取締役及び監査役に報告する。
 - ハ. 当社は、親会社との間で、上場企業とその親会社としてのお互いの立場を尊重したうえで企業グループとしての業務を適切に行い、その社会的責任を全うするために必要に応じて、親会社に対し、当社の経営情報を提供し、また、親会社の内部監査担当部署との連携も行う。
- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役会の承認により、その職務を補助すべき使用人を求めた場合、当該使用人の配置を検討するものとし、具体的な配置にあたっては、その具体的な内容（組織、人数等）を調整し実施する。
 - ロ. 当該使用人は、職務執行にあたっては取締役から独立した立場とし、監査役の指揮命令に基づき職務をする。
 - ハ. 監査役の職務を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分は、監査役会の同意を得る。
- ⑧ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役及び使用人は、取締役会等の重要な会議において随時、担当する業務の執行状況について報告を行う。
 - ロ. 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務の執行状況について報告する。
 - ハ. 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき、又は通報を受けたときは、速やかに監査役に報告する。

- ⑨ 当社の監査役へ報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社の監査役へ報告をしたものが報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。
- ⑩ 当社の監査役の職務の執行に生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
 - ロ. 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
 - ハ. 内部監査担当部署は、内部監査規程に則り監査が実施できる体制を整備し、監査役との相互連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス委員会が中心となり、コンプライアンスの状況・問題等の把握及び報告、対応策の協議、並びに役職員への教育及び研修を実施いたしました。
- ② 当社の子会社の事業運営状況は、適宜取締役会並びに代表取締役へ報告がなされており、子会社の業務運営、経営管理の適正さを確保しております。
- ③ 内部監査担当者は、年度監査計画に基づき、当社並びに子会社の内部統制の整備・運用状況をモニタリングし、その監査結果を代表取締役及び監査役会へ適宜報告をしております。
- ④ 監査役会は、監査役相互の情報交換を行うとともに、内部監査担当者から報告を受け、業務について調査・監査を行いました。
- ⑤ 監査役会は、自ら監査を行うほか、会計監査人及び内部監査担当者と密な連携を図り、情報交換を行うとともに、内部監査担当者にはその内部監査の結果の報告に関する指示を行い、会計監査人には適宜その報告の説明を求め、会計に関する監査を行いました。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,164,445	流 動 負 債	791,493
現 金 及 び 預 金	1,087,584	買 掛 金	179,197
受取手形及び売掛金	880,386	短 期 借 入 金	200,000
商 品	766,017	1年内返済予定の長期借入金	140,004
貯 蔵 品	101,568	未 払 法 人 税 等	63
前 渡 金	29,551	賞 与 引 当 金	9,640
未収還付法人税等	36,772	株 主 優 待 引 当 金	2,632
デリバティブ債権	70,139	そ の 他	259,955
外国為替差入証拠金	145,669	固 定 負 債	457,996
そ の 他	104,799	長 期 借 入 金	394,996
貸 倒 引 当 金	△58,043	長 期 預 り 保 証 金	63,000
固 定 資 産	125,087	負 債 合 計	1,249,489
有 形 固 定 資 産	37,009	(純 資 産 の 部)	
建 物	22,347	株 主 資 本	1,992,705
工 具、器 具 及 び 備 品	14,662	資 本 金	273,422
無 形 固 定 資 産	7,694	資 本 剰 余 金	325,642
そ の 他	7,694	利 益 剰 余 金	1,767,551
投 資 そ の 他 の 資 産	80,383	自 己 株 式	△373,911
投 資 有 価 証 券	0	その他の包括利益累計額	47,338
繰 延 税 金 資 産	5,650	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	55,888
そ の 他	74,732	為 替 換 算 調 整 勘 定	△8,549
資 産 合 計	3,289,532	純 資 産 合 計	2,040,043
		負 債 純 資 産 合 計	3,289,532

連結損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,557,183
売上原価	3,179,919
売上総利益	1,377,263
販売費及び一般管理費	1,272,066
営業利益	105,197
営業外収益	
受取利息	573
デリバティブ評価益	5,660
貸倒引当金戻入額	5,191
雑収	5,706
その他の	0
営業外費用	
支払利息	2,395
為替差損	5,018
その他の	1,026
経常利益	113,888
特別利益	
負ののれん発生益	6,749
税金等調整前当期純利益	120,637
法人税、住民税及び事業税	15,120
法人税等調整額	21,582
当期純利益	83,934
親会社株主に帰属する当期純利益	83,934

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,038,467	流 動 負 債	726,010
現 金 及 び 預 金	985,245	買 掛 金	141,612
受 取 手 形	13,928	短 期 借 入 金	200,000
売 掛 金	811,336	1年内返済予定の長期借入金	140,004
商 品	753,459	未 払 金	115,334
貯 蔵 品	101,401	未 払 費 用	10,701
前 渡 金	29,551	前 受 金	101,023
前 払 費 用	28,021	預 り 金	4,369
未 収 還 付 法 人 税 等	36,501	賞 与 引 当 金	9,640
外国為替差入証拠金	145,669	株 主 優 待 引 当 金	2,632
関係会社短期貸付金	102,451	そ の 他	691
デリバティブ債権	70,139	固 定 負 債	457,996
そ の 他	69,507	長 期 借 入 金	394,996
貸 倒 引 当 金	△108,745	長 期 預 り 保 証 金	63,000
固 定 資 産	123,313	負 債 合 計	1,184,006
有 形 固 定 資 産	36,864	(純 資 産 の 部)	
建 物	22,347	株 主 資 本	1,921,886
工具、器具及び備品	14,517	資 本 金	273,422
無 形 固 定 資 産	7,609	資 本 剰 余 金	325,642
ソ フ ト ウ ェ ア	7,609	資 本 準 備 金	173,422
投 資 そ の 他 の 資 産	78,839	そ の 他 資 本 剰 余 金	152,220
関 係 会 社 株 式	10,947	利 益 剰 余 金	1,696,732
繰 延 税 金 資 産	7,485	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,696,732
破 産 更 生 債 権	0	繰 越 利 益 剰 余 金	1,696,732
長 期 前 払 費 用	78	自 己 株 式	△373,911
デリバティブ債権	14,574	評 価 ・ 換 算 差 額 等	55,888
そ の 他	45,752	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	55,888
資 産 合 計	3,161,781	純 資 産 合 計	1,977,774
		負 債 純 資 産 合 計	3,161,781

損 益 計 算 書

(2021年 1 月 1 日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	4,467,123
売 上 原 価	3,159,376
売 上 総 利 益	1,307,746
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,206,076
営 業 利 益	101,670
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	832
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 益	5,660
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	560
雑 収 入	15,225
そ の 他	0
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	2,395
為 替 差 損	13,571
そ の 他	809
経 常 利 益	107,173
税 引 前 当 期 純 利 益	107,173
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	12,566
法 人 税 等 調 整 額	20,879
当 期 純 利 益	73,727

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月25日

株式会社シンシア
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

植 草 寛

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

木 村 純 一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シンシアの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シンシア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月25日

株式会社シンシア
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	植 草 寛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木 村 純 一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シンシアの2021年1月1日から2021年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月25日

株式会社シンシア 監査役会
常勤社外監査役 中 本 義 人 ㊞
社 外 監 査 役 今 井 良 明 ㊞
社 外 監 査 役 加 瀬 豊 ㊞

以 上

〈メ 毛 欄〉

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

〈メ 毛 欄〉

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

〈メ 毛 欄〉

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋箱崎町42番1号
T-CATホール1階



交通	地下鉄半蔵門線水天宮前駅	1a出口より直結
	地下鉄日比谷線人形町駅	A1出口より徒歩約5分
	地下鉄都営浅草線人形町駅	A3・A5出口より徒歩約7分
	地下鉄都営新宿線浜町駅	A2出口より徒歩約10分